

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与	溝口義弘	総務部長	土川隆
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	島田克廣
健康福祉部長	宇野利数	産業建設部長	服部次男
		教育委員会	
上下水道部長	林賢一	事務局長	堀部秀夫
林政部長	藤原俊一		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪内博 議会書記 今村光男

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議会だより編集のため、昨日に引き続き議会書記が議場内及び一般質問の場面を撮影することを許可いたしておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 遠山利美君と21番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

それでは、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○21番（鵜飼静雄君）

21番 鵜飼です。通告してあります3点について質問をいたします。

第1番目は、この4月1日から施行される障害者自立支援法に基づく事業に関連してであります。

御承知のとおり、昨年10月、国会でこの障害者自立支援法が成立いたしました。政府はこの法律を提案するに当たって、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するというふうに説明いたしました。しかし、この法律はこれまでのサービスの利用者負担を応能負担から応益負担、すなわち定額負担にしたために、障害が重く、サービスの利用が多い人ほど負担が重くなるという仕組みであり、障害者団体などからは、自立支援どころか逆に自立を妨げ、生きる権利を奪うというふうに強い反対の声が上がっていました。

この本巣市議会においても昨年の3月議会、こうした内容に危惧を持ち、この障害者自立支援法案、当時は給付法案という名前でありましたけれども、これに対して利用者の負担増を招く応益負担制度を実施しないよう求める意見書を全会一致で採択いたしました。そういう中で、この法律が強行採決されて現在に至っているわけですが、ここで特に私が心配をしておりますのは、これまでほとんどの人、95%が無料でサービスを受けることができたというふうに厚生労働省の統計

でも言われています。それが一律1割負担になるということで、第1に各利用者の負担が実際にどれだけ大きくなっていくのか。そして二つ目に、お金がないために必要なサービスがきちんと受けられない、そういう事態が生じてくるおそれが多分にあるのではないかという点であります。

そこでお伺いしたいのは、まず第1に、そうした障害者の方、またその家族の人たちの心配に対して、きちんときめ細かい相談活動に応じていく必要があるというふうに思っています。そのあたりをどのようにお考えなのかということと、第2点目には、この法律には不十分ながらも減免制度があります。それをきちんと活用することとあわせて、市独自の支援策を考えていくことも求められているのではないかというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いしたいというのが第1点であります。

第2点は、砂利採取事業に対する指導の強化をという点であります。

市内のあちこちで砂利採取がこの間行われてまいりましたし、現に新しい申請も出ているというふうに聞いています。この砂利採取の状況を見ておきますと、砂利採取事業の指導要綱というのが市にあります。また、もともと国に砂利採取法というのがあります。そうした規定が事業実施の際にきちんと守られていないのではないかということをおの間感じてまいりました。そして、さらにそのことが原因となって、その周辺にさまざまな悪影響を及ぼしているのではないかと。例えば民地の舗装してあるところにひびが入る、あるいは市道にひびが入る。これが100%それが原因とは言いませんけれども、恐らくそうではないかというふうに推察せざるを得ない状況も生まれています。そうした中で、私はせっかくある規定をきちんと守らせていく強力な指導が今求められているのではないかというふうに思っています。

例えばこの指導要綱の中で、指定区域内の事業に関する規定というのが第4条にあります。その中で、住宅地の周囲50メートル以内の区域については砂利採取事業を禁止するというふうになっています。しかし、これがきちんと守られているばかりではないという実態もあるのではないかと。あるいは、砂利採取法の21条で、当然のことながら採取計画に従って砂利の採取を行わなければならないという遵守義務が規定されています。これは当たり前のことでありますけれども、残念ながらその採取計画、例えばあぜから一定の距離は掘削しないというふうに計画がなされますが、あぜぎりぎりまで掘削することによってその周辺に悪影響を及ぼしてくる、そういう実態が生まれています。そうした規定をきちんと守らせるために、もちろん市だけでできる権限には限りがありますので、県に協力を強く要請する。そして、県と力を合わせながらやっていくということも必要になってくると思います。そうした点での強力な取り組みを要請したいというふうに考えています。

第3番目ですが、せんだっての一般質問でも高橋議員からございましたが、モレラ岐阜が間もなくオープンするというので、今地域の人たちが寄ると、この問題が大きな話題になっています。話題になっているということは、いい意味での話題になるということはありません、本当にどうなっていくんだろうかという心配がさまざまされています。昨年の9月議会で、私は今後起こり得るいろいろな問題について、将来にわたってきちんと文書で、業者とさまざまな問題についての取り交わしをしていくことが必要ではないかということで質問をいたしました。これに対して参与

は、業者側とできるだけ細部まで文書を交わすという答弁をされています。

これまで業者側と協定を交わしてまいりました。さらにこれからのことを考えてみたときも、いろいろ問題が起きたときに市として取り組まなければならない問題、また市と業者と協力してやるべき問題、そして業者に強力に申し入れ、業者の責任でやらせる問題というふうにさまざまな問題が出てくると思うんですが、そういった特に業者に絡むべき問題については、なるべくきちんと協定を交わしていく。どこまでの部分を交わしていくかということについては、地域の声、あるいは庁舎の中のいろんなさまざまな分野の人たちの意見を集約しながらやっていくことが必要だというふうに思っています。これについて恐らく取り組みはなされてきていると思うので、その進行状況についてお伺いしたいというふうに考えています。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

1点目、障害者自立支援事業についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

障害者自立支援事業についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1番目の各利用者の負担の実際がどうなるのかということですが、今までの支援費制度では、所得に応じた応能割ということでサービスを受けてまいりました。御承知のように、自立支援法ではサービスの一元化、支給決定の透明化・明確化が示されておりまして、基本的にサービスに係る費用の1割負担が原則でございます。今後、利用者の方にも応益負担をしていただくこととなります。また、生活保護、低所得1、低所得2、一般の四つの区分によって利用者負担の上限額が定められております。その他同一世帯にサービスを利用する人が複数いる場合や、また社会福祉法人の利用者負担の軽減等、負担が重くなり過ぎないように各種の軽減措置が講じられております。今まで支援費制度では利用者負担基準が所得税額等により細分化されておりましたが、自立支援法では先ほど申し上げましたように4区分でございまして、サービス利用もおのおの異なる中でなかなか比較することが難しゅうございます。

現在の支援費利用の方が全く同じ状況で新制度を利用するものとして、少し試算をしてみました。その結果、居宅生活支援としてホームヘルパーによるサービスを受けている方、こういった方の例では、報酬単価が若干下がっておりまして新算定額は減額となりますけれども、結局は、負担額については1割負担の原則によりましてほとんどの方が増額となってまいります。また、サービスの内容によっては、一般区分の方でも減額となる方が若干お見えになります。施設に入所している方の例では、施設の状況によっては違いますが、御承知のように食費や光熱水費が全額自己負担となるわけですので、ほぼ総体的には増額の方向が考えられます。

また、2番目のお金がないためにサービスを受けられなくなる、あるいは利用を抑制する事態が生じないかということですが、このことにつきましては、利用を抑制する方が現実としてまだ把握できていないため、具体的にはわからないのが実情でございます。支援費制度が導

入されたときと同様、しばらくの間利用の状況を見ていくと同時に、障害者生活支援センターでも相談を受けたり、利用者の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

支援費制度が設けられましてちょうど定着してきたところに、本年4月から障害者自立支援法に変わってまいりました。また、利用者負担の変更や自立支援医療費は4月から、また基本的に新しいサービス体系への移行は10月からと、大変複雑になってきておるわけでございます。当然ながら利用者の不安も考えられるわけでございます。このために、市では身体・知的相談員の方や民生委員会の委員の方に対して、現在わかっている範囲での障害者自立支援法の改正について説明会を実施してまいりました。また、今後も授産所保護者会等へ説明会も計画しているところでございます。また、相談窓口等におきましては、障害者生活支援センター「えがお」の職員が相対で相談を受けておりますし、できる限り先ほど御質問にもございました軽減措置等説明を細かく行い、利用者の負担解消に努めてまいりたいと考えております。

それから、通告書の後段の市独自の支援施策との御意見でございますけれども、調査をさせていただきまして、現在単独助成の実施を計画しておりますのは、東京都、京都府、京都市及び横浜市でございます。利用者が業者に支払う1割負担の対応とか助成率等どのように周知が実施されているのか、先にお尋ねをさせていただきました。基本的には、助成については事業者より行政の方へ直接請求されるような方法を考えておられますし、対象は非課税世帯のみを考えていると聞いております。いずれにいたしましても、実施予定が都や府単位の大きなところで考えているところでもございます。本巢市といたしましては、県及び他市の動向や、費用をみんなで支え合うという法の趣旨も考慮しながら今後研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、砂利採取事業に対する指導の強化についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、2点目の御質問の砂利採取事業に対する指導の強化につきまして御答弁をさせていただきます。

この強化につきましては、本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱を適用する事業について、市の対応を検討するために本年2月に関係課による本巢市砂利採取事業等対応委員会を設置いたしました。この中で、要綱対象事業を地表面からの掘削深2メートル、これを1メートルに拡大することや、表現のあいまいであった住宅地の周辺50メートル以内を住宅の周囲50メートル以内と明確にし、また土地所有者の責務と誓約書の添付などを新たに盛り込んだ本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱の改正を進めております。また、砂利採取事業及び土壌改良事業に伴う農地一時転用の申請が農業委員会にされた場合は、その内容について事業目的や事業計画を精査していただくよう依頼してまいります。

現在、砂利採取事業を施行中の箇所につきましては、関係課職員によるパトロールを実施し、現

地で搬入土の状況や法令違反等の確認をする等監視体制を強化し、努めております。県におかれましても、月1回の立ち入り調査を本年3月から倍の2回にふやすなど、対応を強化しております。今後、砂利採取事業者の事業計画と事業が整合しない場合等は、認可権者であります県とも連携しながら、県の砂利岩石の認可採取等指導要領、これに基づきまして強く指導されるよう要請してまいりたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

3点目、モレラ岐阜との協定についての答弁を参与に求めます。

参与 溝口義弘君。

○参与（溝口義弘君）

3点目のモレラ岐阜との協定についての御質問についてお答えをさせていただきます。

モレラ岐阜につきましては、4月29日グランドオープンと聞いております。今回御質問の件につきましては、昨年の9月議会におきまして議員より青少年対策、あるいは騒音、照明、交通問題対策について、さらに将来にわたっての諸問題の対応について文書にて明確にするようにという御質問がございました。現在までにハード面についての対応は、それぞれ企業側に要請をいたしまして、整備をしていただいているところでございます。今後は、営業開始後におきまして、本巣市とモレラ岐阜との間におきまして良好なまちづくり環境を保持するために、法律的及び道義的に対応されるべきと両者が判断し、協定を必要とする事項、またその施設の一部を市として活用させていただいている部分がございます。この部分の維持管理に関する事項につきましてなどを各部、あるいは各課に協議をしてもらい、今月20日までにその協定事項の提出を、実は過日の庁議でお願いをしたところでございます。これをまとめまして、今後は市一本の協定書を作成し、4月オープンまでに締結をしてまいりたいというふうに考えております。

[21番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

第1番目の問題につきまして、私的なこととなりますけれども、私、今度生まれて初めて検査入院以外でまともにといいますか、入院した経験を持ちまして、初めて入院された方の気持ちを少し感じることができました。そういうことで、いろんな場面に遭遇する、あるいはそういう立場に置かれることによって人の気持ちをどう理解するかということは、非常に物事を考えていく上で大切だなというふうに改めて認識しています。

そこで、障害者の自立支援法は、先ほど申し上げましたように、ほとんどの方、95%ぐらいの人がこれまでは無料でサービスの提供を受けることができた。すなわち単純平均すれば1%ぐらいの負担でできたものが今度は1割負担になるということで、10倍の負担になるということで、これは大変だと市議会においても意見書を採択したわけでありまして。

そこで、改めて今度市長にお伺いしたいと思っておりますのは、介護保険のときもそうでしたが、

地方自治体が独自の支援策をやろうとすると、必ず国の方が横やりを入れてくるということがございます。けれども、介護保険のときなどは、そういう問題がありながらも全国多くの自治体で独自の軽減策をとるという事態が生まれました。この障害者自立支援法についても、一昨日の新聞によりますと、これは共同通信の全国調査、都道府県庁所在地と政令市だけですので、それ以外の市が含まれてないんですからもっとあると思いますけれども、6都府県11市が軽減策を実施というふうには、ごらんになったと思いますけれども載っています。この中に入っていないところも幾つか私は知っておりますので、もっと広がっているし、これからさらに広がっていくだろうというふうに思います。それに対して国がさまざまな横やりを入れてくるということも当然ながら考えられます。

そうした中で、本当にこれまでサービスを受けた。特に重い人ほど負担が重くなるなんていうことは、福祉においてはあってはならないことだというふうに思うんですね。そこで、特に市長にお願いしたいというふうに考えていますのは、市としてどういうふうに独自の支援策を考えていくかというのはこれから研究されるにしても、今申し上げたように、6都府県、政令市でいうと11市が軽減策を実施している、あるいは実施しようとしているという中で、国や県に対して制度の改善、あるいは県に対しては独自の支援策、そしてさらにサービスを受ける際の基盤の整備をどう進めていくか、この促進についての要請を各機関にしていくことが必要だと、こういうふうに考えています。法律がいろいろできて、お金さえ払えばサービスが受けられるという側面はあっても、そのサービスを提供する施設が整っていなければなりません。そういう設備の面と、お金がないためにサービスを受けることができないというような事態を防ぐために、国・県に対する要請と同時に市としての対応を考えていくという、その両面で対応をぜひともこれから進めてほしいというふうに思っています。その点についてのお考えを市長にお伺いしたいというふうに思います。

二つ目は、砂利採取について、県の対応がこれまでと随分変わってきたなあというふうには印象として思っています。それは、やはりフェロシルトの問題があってから県の態度が若干変わってきたのかなというふうにも思います。そこで、先ほど部長の方からいろいろ答弁されました。そのことが一つ一つ県と協議しながら、あるいは力を合わせながら実行していただければいいんですが、ただ一つだけつけ加えて申し上げたいと思いますのは、パトロールを強化すると。それと、県の立ち入り検査も月1回から月2回にするということで、それはそれでいいんですけれども、現実には例えば埋め戻しを不法にもしやろうとすれば、真っ昼間はやらないですね、普通は。夜なんですね。だから、その夜間の対応までどこまでできるかというのは、限度はあると思うんですけれども、行政だけでなく、先ほど所有者の責務ということを言われましたけれども、所有者だけでなく、その地域の方々のいろんな協力を要請するというのも必要ではないかというふうに思っています。そうした点で、この砂利採取の許可をする場合に、地域の自治会の承諾というのが今一応市の場合には前提条件にしておりますけれども、そうした点をさらに強めて、いろんな面での協力も自治会にお願いするという体制をつくっていくことが必要ではないかというふうに思っています。その点、お考えありましたらお伺いしたいというふうに思います。

3点目は、早急にまとめられるということですので、まとめ次第提示をしていただきたいとい

うことだけ申し上げておきます。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目について、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

障害者自立支援事業に関します再質問に対しましてお答えをいたします。

障害者自立支援法につきましては、いずれは介護保険法と同じように一体的に取り扱われるという事になっていまして、当面5年ほど自立支援法でいくと、こういうことになっています。最終的には、末端行政に対しまして、特に市民の方々との関係の深い市町村にいたしましては、大変これは大きな問題ということで、私どもは全国市長会でも大きな問題としてとらえてかかわってまいっております。支援法の成立前も十分その骨子についても訴えてきましたが、いずれにしましても、介護保険もそうですし、医療保険あるいは年金等につきましても、少子・高齢化の社会で社会全体で負担せないかん、あるいは受益者も負担してもらわないかんという時代になってまいっておりますので、最終的には国会でこの法律ができたわけでして、私どもはこうした法律を一応守っていかないかんわけですが、運用について特に全国市長会でも強く主張をしてきております。

特に全国市長会を出しておりますのは、障害者の日常生活の実態を踏まえたサービス利用を促進するため、利用料金の緩和を図って、在宅福祉サービス等について十分財政措置を講じてほしいというような件、あるいは制度の明確な運用基準や制度の詳細について速やかに明らかにし、情報を提供してほしいといった点、さらに低所得者対策の充実ということで、サービス単価の設定など必要な措置を講ずること、さらに重度重複障害者とか障害児の活動を身近な場所で確保できるよう、サービスの単価設定について十分配慮すること、さらに児童デイサービスの対象年齢の拡大をすること、さらに障害者の自立を支援する観点から、適正なサービス利用計画を生かしたケアマネジメント制度の構築を図ること、さらには地域生活支援事業の円滑な実施を図るためガイドラインで具体的に提示することといったように、6項目の要望を出してまいっております。一部の自治体では市で、あるいは行政機関で負担をしていくというふうな取りついてもなされているということでございますが、先ほど部長が御答弁させていただきましたように、本市としましては、県とか県内の他の市の設置対応状況も見させていただきながら、十分そういう動向を踏まえて対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目について、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

現在、本巢市内で行われています砂利採取でございますが、これに関しては、指導要綱の12条に基づきまして地元自治会とも協定を結んでおるわけでございます。そういったこともございますので、今後につきましても地元自治会関係者と連携を密にして、監視体制、また県とも連絡を取り合って指導してまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしく願いします。

[21番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点目で、もう一回申し上げておきたいと思います。

今度の18年度の予算で、例えば子供の医療費の無料化については県が枠を引き上げた。それに連動する形で8歳から12歳まで引き上げるといふ非常に積極的な方向を打ち出されました。この障害者の自立支援に関して、先ほど申し上げた例えば6都府県、岐阜県がもしこの中に入れば、本巣市としても非常に対応がしやすくなりますね。そういうことから考えれば、県に対してそうした県としての支援策もやっぱり考えてほしいという要請をしてほしいということ为先ほど申し上げたんです。動向を見ながら市としての対応をまた研究していくということについて否定をしているわけではありませんが、そのこととあわせて上級機関に対するいろんな働きかけをしていくことも同時に必要ではないか。先ほど全国市長会の話の中で低所得者対策の充実ということを言われました。そうしたものについて本巣市として、あるいはまともれば岐阜県の市長会として県に申し入れをするなり、そういった方向に進んでいくことが一つは必要ではないかというふうに思っています。その点について改めてお伺いしたいと思います。市長です。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

各県の市長会で取りまとめたものを全国の市長会で出しているわけですので、従来から県の市長会でもそのような形で取り上げてまいっております。今後とも要望活動を行っていきたいと、このように思っています。

○21番（鵜飼静雄君）

岐阜県に対してですか。

○市長（内藤正行君）

県に対して、県の市長会の方からということですね。

○21番（鵜飼静雄君）

じゃあ結構です。ここで終わります。

○議長（上谷政明君）

続きまして、19番 高橋秀和君の発言を許します。

○19番（高橋秀和君）

議長のお許しをいただきましたので、19番 高橋秀和でございます。市政一般につきまして、通告に従いまして執行部の見解をお伺いしたいと思います。

まず、昨日・一昨日行われました淡墨桜浪漫ウオークに関係された皆様方、本当に御苦労さんでございました。全国各地から、議長のごあいさつの中でお話があったのは1,600名を超えるというお話で、当日受け付けもありましたので、どれだけの方が参加されたかわかりませんが、参

加者の名簿を見せていただくと、北は北海道から、ちょっと南の方は確認できなかったんですけど、多分九州からお見えになっていたと思いますので、多くの方が本巢市へ訪れられて、市内、あるいは淡墨を目指して本当に大きなイベントが行われました。それに携わった皆様、本当に御苦労さまでした。労をねぎらいたいというふうに思います。

私、実は鵜飼さんの後に一般質問をするのは初めてのような経験ですので、鵜飼さんの前にやらないと出がらしになってしまうと、一般質問が。そういうことを糸貫の時代から思っておりまして、鵜飼さんより先やるつもりだったんですが、どういうわけか2回ほど休んでおいたら私の方がさびてしまいまして、鵜飼さんの後になってしまったので、出がらしにならないように少し頑張ってやっていきたいというふうに思っております。

まず、本巢市になって実は16、17、18と3回目の一般会計の当初予算で、16年度、17年度というのは、それぞれの旧の市町の地域の持ち寄り、あるいは繰り延べされてきた予算であったと。18年度を見てみますと、本当に本巢市になって直すところは直す、あるいは盛り込むべきものは盛り込むという形が見受けられる予算になってきているということについては、少し敬意を表したいと。特に福祉に関して、あるいは教育の部分に対して、あるいは保育の部分に対して、大きく前進をされたことについては評価をしております。特に乳幼児の問題、実は私は乳幼児課をつくったらどうかというお話を前に質問させていただいたら、子供課をつくっていく方向を市長は実は答弁をされまして、本当に実現できるのかなあと思いましたら、こども大切課という形の方へ形を変えられて、乳幼児並びに子供を取り巻く、留守家庭問題を含めてですけれども、一元化の中で取り組んでいかれる方針を出された。これはよその地域から比べると、本巢市が先駆けているのではないかということを実は感じております。それとあわせて、未満児保育、あるいは学校のふれあい学級みたいな感じの部分にもかなり力を入れていただいているような予算配分も見受けられますので、そういった意味では特色が出てきたなということを感じています。

そして一方で、今回私が上げさせていただいている財政計画という問題について懸念をされますので、お伺いをしたいということなんです。ということは、この件につきましては、2回お伺いしております。一番最初は当初の段階で、合併時における合併協がつくった財政計画ではちょっとはつきりしていないので、早期につくられたらどうかという話をお伺いしましたら、一、二年の間に何とかつくっていきたくい。しかも総合計画をという形でしたので、1年たった後にお伺いしましたら、もう少し時間をいただきたいと。総合計画と一緒に御提示させていただく形を御答弁いただいております。

3回目、今回ですが、今回総合計画の基本構想が議案として出されておりますし、基本計画も概要が示されております。そうした中で、財政見通しの部分をずうっと読んでいきますと、総合計画の中では健全な財政計画をという文言だけになっておりますので、具体的なものはいつごろ出てくるのかなあというふうに思います。ということは、一般会計が18年度末の起債現在額で予算書に載っておりますのは123億円、農排が54億、公共が28億だったですかね、そのくらいの金額が実は出ております。農排は、今行っている次に行われていくのは金原地区が行われていくでしょうし、公

共でいけば特環ですので本巢地域もまた長期にわたっていくでしょうし、ある意味で、これに糸貫地域の計画が加わっていくと相当大きな金額でふえていくという状況が考えられます。それぞれが交付税参入をされていく措置をとっておられますので、財政的には私は、内藤市長がやっておられる財政ですので、非常に手がたい財政ですので心配しておりませんが、ただ金額がふえていきますと、一体これからこの先、こういった福祉施策がいつまで続くんだろうか、あるいは建設的な予算配分は本当にこのままで行けるのだろうかということを実は心配しています。そういう意味では、総合計画、あるいは基本構想、基本計画で示されている今、総合計画にあわせて財政計画も出していただければありがたいなあというふうに思います。

もう一つは、この部分で一つ思ったのは、多くの市民が、実は私の所属しています委員会でも話題になりましたが、火葬場の建設を望んでおられます。合併協議会で火葬場の問題が出たときには、根尾地域の火葬場の老朽化がこれから考えられるので、そういった財源も根尾の方から少し手当をしようということで、合併の中では火葬場が議論されましたけれども、その後、少しその問題も沈静化をされてきております。建設となると、8億から9億のお金が必要でしょう。私がちょこっと調べたところによりますと、年間の運営費的には3,000万から4,000万かかると。お一方亡くなって埋葬処理するのに大体10万円ほど、維持管理も含めてかかるという情報を得ております。そういった中で、火葬場、あるいは合併の三本柱の一つとなっていたITの問題を行っていかうとすると、長期の財政見通しがないと本当に建設計画が立っていかないのではないだろうかといったことも実は懸念しておりますので、なかなか厳しい財政事情もありますし、税制の改正もいろいろあつたりとかで読みにくい面があるだろうと思いますけれども、起債の問題を考えたときに、やはり起債計画を考えていかに財政計画を組んでいくかということも大事な要素だと思いますので、そういった点について今後どのような予定で考えておられるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

次、2点目の観光事業についてであります。

冒頭に申し上げましたけれども、本巢市の観光地で一番の柱といえば、やはり根尾の淡墨桜だろうと。私、合併をして非常に興味を持ったイベントが、実は淡墨桜浪漫ウオークというイベントと、能郷白山の登山というイベントに非常に興味を持ちました。これは、なぜそれを思ったかといいますと、私の知る人の多くが、坂内の夜叉ヶ池の登山に何回も何回も登られてみえる。恒常的に、春になったら夜叉ヶ池へ登ってきたよという話をよくお聞きするんですが、能郷白山へ登ってきたよというお話は聞かないものですから、能郷白山というのはどんなところなんだろうということで、過去2回行われたときに登ろうと思いましたが、実は2回とも中止になって登れなかったんですね。それで、ことしはと考えておりましたら、ことしは事業の見直しの中で取りやめの形になっております。それはそれで結構だろうというふうに思っております。

もう一つあつた浪漫ウオークというものに昨日・一昨日参加させていただきまして、一番短い5キロだったんですけども、そこに参加してみえる方のお話を聞くと、本巢地域の方ですけど、28キロ、根尾まで行く。何で5キロなんやとおしかりを受けたんですけども、体調の関係もありま

して5キロで終わらせていただきましたけれども、本巢地域の人たちが、本巢市になって浪漫ウォークの28キロにチャレンジをしていく。こういった全国に発信できるイベントを観光事業の柱として考えるならば、それぞれの地域の人たちと協力し合いながらこの観光という問題、あるいは観光を一つの産業としてとらえていく必要があるだろうというふうに思うんです。今回、本巢市内を回られた中で、本巢市内各地の名所・旧跡を回っていく形のコースをとられています。10キロ、15キロコースを考えてみますと、織部の里も行かれましたし、山口城の跡も行かれました。長屋神社へ行かれました。15キロコースから行きますと、花の産業のミニバラをやってみえるセントラルローズナーセリー、それからロイヤルグリーン、そちらも行かれました。真桑の方面も行かれた。こういう名所・旧跡を回られた形でのイベント、これもこの浪漫ウォークならではの形だろうというふうに思います。

本巢市のホームページを開きますと、観光情報というのが出ていますね。あけていきますとイラストが出てくるんですが、そのイラストで出てくるところの主要なところを今回、特に浪漫ウォークで回られてみえる、市内コースということで。より多くの方に本巢市を知っていただく、より多くの地域の人たちに見ていただくということで、このホームページを利用した形での浪漫ウォーク、あるいはこれを主体的にどこがこれから行っていったらいいのだろうかという問題も含めて、実は正直、2年前から、私は文教委員会だったものですから文教委員会の中で、このイベントは本当は教育委員会でやるものではなくて、本巢市全体で多くの地域の方、全国の皆様方に淡墨桜浪漫ウォークを広めていくためにも、本当は教育委員会じゃないんじゃないでしょうかということも2年続けてお話をしてきました、最終的に教育委員会に落ちついてきたみたいですが、もう一度このイベントも、あるいはほかの地域のイベントも考えていく中で、民間の方々の知恵をいただいて、協力し合いながら本巢市の観光事業の掘り起こしを考えていくべきだろうということも、一昨日の浪漫ウォークに参加をさせていただいて、それぞれの中継所の取り組み、あるいはそれぞれの地域で多くの方々をお迎えする協力体制も踏まえながら、今後、本巢市の観光事業を、地域特産をどうやって全国に売り込むかも含めながら、観光事業の今後の取り組みについて執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

1点目、財政計画についての答弁を助役に求めます。

助役 高木 巧君。

○助役（高木 巧君）

御質問の財政計画につきましてお答えをさせていただきます。

本巢市の安定した財政運営の指針となるものというのは財政計画であると、このように認識をいたしております。合併後におきましては、新市建設計画に基づきますところの10カ年度を見越した財政計画を策定して、特に16年度、17年度、こういった中で事業を進めてきたと。もちろん新市建設計画の中にも10年間の財政計画が載っておりますが、それとは別に財政計画をつくりながらやってまいりました。毎年度、そういうことでローリング方式により見直しを行っているところでござ

ざいます。

さて、本市が今後ともに真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来に向けまして持続的に発展するための将来の道しるべとなる本巢市の第1次の総合計画（案）でございますが、ことしの2月23日に答申をされまして、現在この議会に提出をさせていただいておりますが、財政計画は、その総合計画における基本構想及び基本計画、これらの下位計画ということでございまして、その実施計画と表裏一体のものというふうなことから、3月10日に答申をされました行政改革の大綱及びその実施計画、これを踏まえた上で整備をすべきものというふうに考えております。このために、総合計画及び行政改革大綱の実効性を図るためには、これを担保するしっかりとした財政の今後の見通しが必要でございまして、今後できるだけ早期に本巢市のまちづくりの将来像であります自然と人が共生し、快適で心触れ合うまちを実現すべき事業を抽出する中で、限られた財源の範囲内で事業の重要性、また緊急性を考慮しながら、各事業部署が厳しい事業の取捨選択を行うことによりまして、総合計画の実施計画、あるいは行政改革大綱の実施計画、これと財政計画の整合を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

現在、国の三位一体改革が進行中でございますが、税源移譲に対しましては平成18年度の税制改正が予定されております。これがまた大変流動的な面もございまして、総合計画の基本計画及びその実施計画を踏まえた新しい財政計画を、これらの社会情勢、国及び県の動き等々を勘案しながら今年度中に策定をしております。なお、財政計画につきましては、市税、地方交付税、国庫補助金、負担金などを的確に反映するために、ローリング方式により毎年度見直しを行う中で、総合計画をより実効性のあるものにしていきたいというふうに考えております。なお、参考まででございますが、18年度の当初予算につきましては、この編成に当たりまして、総合計画の策定を視野に入れた事業の精査・選別を行うよう指示をいたしまして編成をさせていただいております。つけ加えさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

2点目、観光事業についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

観光事業につきましては、本市には人々が守り、自然がはぐくんだ多くの文化財や、四季折々に多彩な表情を見せる豊かな自然に恵まれ、また春から初冬にかけては多くのイベントが行われるなど、訪れた人々を優しくいやし、楽しんでいただける見どころが多数ございます。特に根尾地域には国特別天然記念物の淡墨桜、根尾谷断層を初め温泉保養施設、オートキャンプ場、能郷白山、奥美濃水力発電施設のロックフィルダム等々1年を通じて楽しめる場所が多くあり、年間を通じて30万人の方が本市を訪れております。

議員御指摘のように、観光事業を産業として発展させるためには、商工会を含む民間の活力が必要と考えられますので、J Aや他の民間活力とともに特産品の開発や、J R 6社と旅行会社、協賛

企業が一体となり国レベルで観光誘致を行うデスティネーションキャンペーンの参加について、御審議いただいております当初予算に計上しております。また、モレラ岐阜のインフォメーションコーナーを活用した広報活動や、根尾谷断層展望台及び淡墨公園の整備計画に国の支援事業でありますまちづくり交付金を要求するなど新たな事業に取り組んでまいります。今後、民間との連携について、より一層関係方面の指導を賜りながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[19番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

的確な御答弁というふうにとらえておりますけれども、行政改革の大綱の10ページに健全な財政運営の推進という形で盛り込まれておりまして、その中で、ここの部分というのは常にほとんど同じ文言が出てくるんですけど、自主財源の確保と受益者負担の適正化という問題やら、あるいは健全な財政化と。実はモレラが進出したことによって、どういった形での自主財源になっていくのかということが、一番財政計画の中で重要な問題になってきたなあというふうに思っておりますし、糸貫時代でも前の都築紡績というのはかなり市税の中で割合を占めておった経緯もございますし、端的なことを申し上げれば、根尾地域でいくと奥美濃開発の発電所の税というものがかなりのウエートを占めてきたものというように、企業が進出することによって大きく財政を潤してくる要因になってくるわけなので、今回いろんな意味で、土地開発公社が工場を誘致していくような動きをとられるということも、健全な財政の運営については必要なことだろうと。また、ある意味ではもっと大きな土地利用から考えていくと、健全財政の運営の基本になっていくだろうと思っておりますし、特に土地利用、土地計画という問題についても、あわせて財政に大きな影響を及ぼしてきますので、執行部でひとつ力を入れていただきたいという部分、その点もどうなのか、今後の土地利用の問題でお考えがあればお伺いをしたい。通告外だと言われればなしでも結構でございますが、それは執行部にお任せをいたしますので。

私、助役さんとお約束していく中で、早期というのは1年とか2年とかといつも出てきまして、今年度中に作成していくという御答弁をいただいておりますが、それはそれで、今度はそのように考えていきたいと思っております。その点は確認をしたいので、御答弁をいただければありがたいと思っております。

観光事業の問題ですけど、いろいろ大きな形で取り組んでいかれるのは結構なんです。イベントは幾つかある。そのイベントも考慮しながら、一体これからどうしていくのか。行政が行うべきイベント、あるいはそういった観光でいろんなところと相談しながら、そこでこの運営については、その実行委員会でも構いませんし、あるいは協会でも構いませんし、そういったところが主幹として移管をしていく。その中で多くの人たちに携わっていただく。参画をしていただく。そういった形の中で、それぞれの思いがそのイベントに伝わっていくだろうと。夢を描かなければ、あるい

は夢を実現するために行動を起こさなかったら、産業として、にぎわいのあるまちにはなっていないだろうというふうに思うんです。そここのところの取り組みが一番難しいさじかげんだろうというふうに思うんです。今回の浪漫ウオークでも、参加してみてこのイベントはという感が出るものはかなりあったらと思う。服部部長さんもお歩きになられたので、よくわかってみえたと思う。参加をすることによって、参画をすることによって自分が主人公になっていく。そのことによって産業というものになっていくんだろうと思いますし、あるいは観光というものをもう1回全体で見渡した中で見つけられる。ところが、机の上で議論していくと、客観的になって、おざなりになって、文章的な表現で終わってしまう形では、産業として育っていかないだろうと思うんです。その点を十分注意して進めていただきたいと思うんですが、その点について部長さんの考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

1点目について、助役 高木 巧君。

○助役（高木 巧君）

再質問ということで、2点ほど御質問をいただきました。

まず、当初の御質問に関連をします財政計画の18年度中の策定についての確認ということでございました。これにつきましては、ただいま総合計画をお認めいただく中で、それを基礎にしまして18年度中の策定を考えておりますし、実行できるというふうに思っております。

それから、冒頭の今後の土地利用といいますか、この関連でございますけれども、いろいろ具体的に工業団地の開発だとかいう計画もお示しをいただいたわけですが、御承知のとおり、財源確保のためには、それなりに方法を講じないことには相なりません。したがって、そういった財源確保のために一つ工業団地の開発というのは大きな、またその可能性のある土地もございますので、それらを積極的に新しい組織をつくる中で考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、都築紡さんが撤退をされました後のモレラ岐阜との関連でございますけれども、都築紡さんが固定資産等々で相当な投資をなされた、そのことに対する課税を従来してまいったわけでございますが、新たにモレラ岐阜さんの投資、これと税の確保の関係では、当然減にはなりません、差し引きの問題がございますので、増にはなりますけれども大きな増には相ならないというふうに思っております。それ以外に、私どもとして税の公平、行政サービスの公平といったことも含めまして、積極的な収入増の確保対策を地道に講じていきたいというふうに思っておりますし、少なくとも投資的経費といいますか、普通建設事業を中心とした投資的経費は、経常的に収入をされるものから経常的に支出されるものの差し引きが投資的経費でございますので、こちらの方の財源確保に今以上に積極的に取り組んでいくということを考えてございますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

2点目、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

議員が申されますように、イベント、またいろんな行事ですけれども、参加していただいて、また皆さんが本巢市へ来ていただいて、それが成功につながるというふうに考えております。今後につきましては、近隣の市町村もいろんなやり方をしておると思います。そのような活動状況も参考にしながら考えてまいりたいと思います。

[19番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

助役さんの方から一番言いにくいことを本当にきちっと答えていただいたので、投資的経費の確保に向けてどれだけ努力をしていただけるかという問題が、私も一番心配しておることなんです。ということは、合併協の最終的な10カ年の投資的経費というのは、削減していく形だったんですね。10年後には大きく減る形という、実は合併協定の財政計画が組まれておったんです。最後はちょっと上向いて、そうやったかなあと考えてみえますけど、下水道の起債計画が非常に多かったものですから、それと根尾地域の5年間の不均一課税分の問題が5年後になくなっていくと、投資的経費が非常に少なくなっていくと。でも、その確保が一番問題だと。投資的経費が確保されないと、今、議員の中でいろいろな声が出ていますITやブロードバンド構想や、あるいは市民から多く望まれている火葬場、あるいは斎場の建設も、この投資的経費の確保をどうしていくかという問題が実は一番大きな財政計画の中の柱でございますので、そうでないと、公共交通にかかわってくるインフラ整備や道路整備、あるいはモレラが出てきたことにより、その周辺の道路整備や環境整備にまたお金がかかってくる部分には回っていかない形になります。そういう意味で、やっぱり私は早期に早期にというお話をしているので、当然助役さん、あるいは市長さんを初め執行部の皆さん方はそういう投資的経費の確保に向けながら財政運用されていかれることはもう十二分認識をしておりますけれども、形として数字が見えてこない部分ですので、やはりどこかで数字的な場、大まかな形でも構いませんので、投資的経費というものは今後どうしていくのか。その中で、市民の負託にこたえられる事業整備をどうしていくのかという形をやっぱりお示しいただきたい。それが本当に事細かなものでなくても、今市民から求められている事業に対して説明していく上でも必要なことだろうというふうに思います。そういうことが今回私がお伺いしたかった一番大きなポイントでございますし、議会に出てきた議員としては、それぞれ市民の要望など、あるいは厳しい御意見なども伺いながらこの議場の中へ入ってきておりますし、そういうことをどうしても執行部に伝えなきゃならない。そのときに我々が今の本巢市の財政状況はどうかと認識をする上においても難しい状況だと思いますけれども、早期に財政計画をお示しいただくことだけはお願いをしておきまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。

この議場の時計で10時40分まで休憩します。

○議長（上谷政明君）

再開をします。

引き続き一般質問を行います。

8番 道下和茂君の発言を許します。

○8番（道下和茂君）

8番議席 道下、議長のお許しを賜りましたので、通告により質問をさせていただきます。

県の山林整備の新緊急間伐推進5ヵ年計画に基づく市の森林施業推進計画について林政部長にお伺いをいたします。

県では新緊急間伐推進5ヵ年計画を策定し、森林は環境財と経済財の両面があり、持続可能な森づくり実現のためには環境財としての森林が健全であること、また経済財としての森林について、森林資源の循環利用がされることが必要であると考え、健全で豊かな森づくり、また林業及び木材産業の振興、人づくりや仕組みづくりの施策の三つの方向性に沿い、さまざまな補助金制度が設けられ、支援がなされております。それらの補助金制度の実効性を高め、森林施業を重点的に進めるには、複数の間伐対象森林を林道などでつなぐ一まとまりの区域を緊急間伐推進団地と設定し、間伐のコスト削減や間伐の利用促進を図るため、速やかに林道などの整備を進め、17年度中に120団地以上を設定したいと計画されており、森林整備はその必要性から県でも重点施策となっております。本市の17年3月議会定例会の一般質問の中で、多岐にわたる補助・交付金制度は、県の指導を受けながら有効な施策について研究し、地域に合った事業に取り組みたいと回答を賜っておりますが、そのことも踏まえながら6点ほどお伺いをいたします。

1番目に、間伐緊急推進団地で各種補助事業は自治体、森林組合、山林事業者、所有者が連携する協議会形式なるものをつくりまして、例えば根尾東谷、根尾西谷、根尾南部、旧本巣町それぞれを1団地として面積の拡大等を図り、お互いに連携をしながら計画を推進する必要があると考えるが、この点につきまして市はどのように考えておりますか。

2点目に、機能増進間伐材事業は材齢36から60年生の間伐ですが、標準伐期はヒノキですと根尾地域で50年、したがって50年掛ける2マイナス10で90年生が皆伐適齢伐期となり、その間の皆伐はできない補助制度でございます。杉では皆伐適齢伐期は70年生となりますが、36年生の山林で補助事業を行った場合、34年間は木材を皆伐できないと。そういった場合、木材価格が高騰した場合でも皆伐はできない、そういう要綱でございます。そういった補助制度の内容を山林所有者へ計画の段階でしっかりした説明を十分されることが必要ではないかと。そういったことにつきまして、市の方は指導的な立場から見て、組合や事業者にそのようなことを十分行っておりますか、お伺いをいたします。

3点目に、間伐利用促進事業補助金は末口28センチ以下の間伐材を木材市場等へ出荷する集運材

に対し助成を行い、森林資源の循環利用を目的とした制度でございます。その補助額は、市内一円均等の立米当たり 2,000円、県が 1,500円、市が 500円となっております。木材市場の会席料や手数料や運搬費、切り手間などを考慮しますと、現在の木材価格で間伐をすれば事業者は赤字になります。所有者もそのような背景から山林の整備に関心が薄れ、放置林が増加する一因となっております。事業者や所有者が間伐意欲を持つ山林整備促進策が必要であります。市補助額を県と同額程度にはできませんか、お伺いをいたします。

4点目に、機能増進保育事業の36年生以上の間伐は80%以上の搬出の義務を要するため、作業道のないところは整備が進みません。現在、作業道開設には県補助率68%と85%があります。この68%補助の部分を85%にする17%の市補助上乗せはできないか、お伺いをいたします。なお、通告書のパーセント表示で65%を68%に、20%は17%に訂正させていただきます。

5点目に、国道・県道・市道などの産地道路沿い修景につきましては、潤いや観光面、また山林所有者の意識高揚等の施策としても必要な事業であります。沿道50メートル以内の雪害木処理や間伐を行い、広葉樹、花木の植栽などを振興補助金や間伐補助金などを活用し、沿道修景を行う必要があると思いますが、そのことをどのように考えておりますか、お伺いをいたします。

6番目に、17年度事業で新エネルギー導入基礎調査委託がされておりました。主に木質ペレットの研究に関することの調査委託かと思いますが、環境面から考えて、また木材の循環利用からも考えて、重要なことで調査されたと思います。その結果はどのようになり、また今後の計画をどのように考えておりますか、お伺いをいたします。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

市の森林施策推進計画についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

それでは、道下議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の根尾東谷、根尾西谷、根尾南部、旧本巢町それぞれを1団として面積の拡大を図ったかどうかというような御質問かと思えます。

緊急間伐推進団地につきましては、1団地5ヵ年間で事業が終了しなければならないとなっております。議員お尋ねの団地化を推進するには、広範囲にわたるものと考えております。したがって、事業年度計画までにはその事業が困難ではないかと考えております。そこで、現在、根尾南団地を初め森林組合、民間事業体で今年度4団地を計画しております。面積的には60から120ヘクタールの協定の締結を予定してございます。また、県の指導により、本巢市の森林づくりについてどのように進めていくかを、行政、森林組合、民間事業体が一体となって検討会を現在進めておるところでございます。18年度にはさらに組織化を目指して本巢市の森林づくりを推進し、団地化は無論のこと、間伐推進や木材安定供給体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問でございます。

長期施業における適正な水の管理を目的として行う事業で、7年から12齢級の林分において繰り

返し抜き取り間伐をする事業と、長伐期施業を行う林分の造成・整備を行うため、長期間継続して使用される作業路開設がございます。この事業では、制度上、主伐制限がございます。先ほど議員がおっしゃいました皆伐の制限がここにかかわってくるわけがございます。杉の標準伐期は、本巢地域では35年生、それから主伐制限が60年まで、根尾地域では標準が40年、主伐制限が70年となっております。現在の木材市場などから見ても、御指摘の皆伐定例伐期は70年ぐらいが妥当と思われまます。この事業を実施する際には、森林所有者と事前に森林施業委託契約を締結し、施業計画作成者は施業計画書に締結の写しと長伐期施業計画を添付しなければならないので、当然森林組合、森林所有者に説明していると思われまますが、今後においても森林所有者に対しまして制度をわかりやすく説明するよう、森林組合、また民間事業者などに指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひまます。

次に、3点目の間伐利用推進事業補助金について県と同額にできないかというような御質問であらうかと思ひまます。御承知のとおり、岐阜県では平成17年度より長期的な森林づくりの方向性である災害に強い森林づくりと林業を振興する森林づくりを推進するため、間伐の推進計画を作成したところであり、本市といたしましても、18年度、間伐を強力に進めてまいりたいと考えているところでございます。本市においても、間伐利用促進事業の一環として、間伐材を市場へ出すための経費として、先ほどおっしゃいましたが、1立米当たり県は1,500円、市の補助金要綱に基づきまして500円を助成しております。この事業のみをとらえた場合は議員御指摘のケースも考えられまますが、18年度には間伐事業量の拡大、助成も予定しておりますので、現在のところ補助率のかさ上げについては考えてございませぬ。御理解をいただきたいと思ひまます。

次に、4点目の作業路開設事業についての御質問であります。県に作業路開設事業の実質の補助率を確認してまいりました。間伐実施面積のおおむね5割以上、もしくは1.5ヘクタール以上の区域で搬出を行う場合には実質経費の85%で、搬出しない場合は76.5%、間伐以外の植栽、保育とか長期育成循環施業などの目的でありますと68%とのことだす。作業路の開設については、間伐を目的とした森林施業計画を立てて実施すれば、35年生以下でも85%の補助が受けられることになっております。この有利な制度を活動するよう、組合等への周知を図ってまいりたいと思ひまます。現時点での補助率の上乗せについては考えてございませぬ。

次に、5点目の沿道修景についての御質問でございます。市道を含め国・県道の沿道修景には二とおりございませぬ。一つには、倒木による交通障害、道路事故の回避、二つ目には花木植栽による修景の2面がございませぬ。交通障害に関する対応については、県が現在進めております「こもれび作戦」があります。この事業は、山間地の道路際より約20メートルまでの立木について、山林所有者の協力のもと、伐採及び間伐を県の建設事務所が実施していると聞いております。

議員お尋ねの内容は、間伐補助金を有効に活用しながら沿道修景につながらぬかとの御質問だと思ひまますが、現在、間伐事業については、森林施業計画に基づいて森林組合などで施業を実施しているところでありませぬ。沿道際の森林についても、森林所有者の協力を得ながら施業できるよう、森林組合、民間事業者、それぞれ指導をしてまいりたいと考えております。

最後に、木質ペレットに関する調査の結果及び今後の計画についてでございます。

これにつきましては、民間調査機関に根尾地域における新エネルギー導入基礎調査を委託しました。その調査の中で木質ペレットがございまして、この木質ペレットといいますのは、木を粉末に砕いて、それを乾燥させ、固めていく粒状の素材のことを言っております。これをどう事業化に向けていけるかを検討してまいりました。その結果、一つ目に、間伐材の収集・運搬に多くの費用が要すると。二つ目に、製材所がないことから、原材料の供給に乏しい。3点目に、製造施設並びに維持管理費が大きいかかると。それと、木質ペレット専用ストーブなどの普及による木質ペレットの利用先を確保する必要があること。それから、さらには木質ペレットの専用機器が高価であると。例えば専用ストーブでありますと、15万円から30万円と。それから、専用のボイラーでございますと400万円といった高価な価格になると聞いております。それと、灯油と熱量の比較をして、運転経費が高くなること。以上のことから、採算性につきまして確保が難しいと結論づけられておりますので、今後この木質ペレットの事業化については困難と考えておることでございます。よろしくお願いたします。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

ただいまの林政部長の御答弁に対して再質問をさせていただきます。

1番目の再質問でございますが、私は17年3月議会の答弁を踏まえてと申し上げましたが、県の緊急間伐推進5ヵ年計画の事業は、年度限定であればそのような考え方も結構だと思います。しかし、補助要綱の中の、例えば林政部長も少し申し上げたと思うんですが、これを見ますと、緊急間伐推進団地、そして条件がおおむね30ヘクタール以上の森林の団地、また団地の森林面積のおおむね5割以上が間伐を必要としている森林、間伐が必要な森林のうち6・7齢級の面積がおおむね5割以上、または云々とあるわけです。このような要件を満たす山林というのは、1ヵ所、1筆、1所有者では非常に少ないと。そうなりますと、事業箇所が限定されてくるわけでございます。また、従来なされておりました間伐補助事業でも各種の要綱があります。特に30ヘクタール以下の狭い山林というのは、山林が入り組んでおる、いわゆるブドウの房のようになっておる里の近くの山林、そういった山林でも整備は必要である。そういった場合、筆境の問題とか、また所有者の委託先の違い、そんなようなことによりまして施業計画の経費が大幅にかかってくると。また、そういった状況で施業計画を立て、実施までの経費が多くかさんでくるというような現状ではないかと考えられます。また、それらを団地化することによって、施業効率もよくなり、そういった里の近くの山林でも整備が進むのではないかと。特に里近くの所有者の違いや面積の大小が混在した山林の整備を進めていこうと考えるならば、先ほど林政部長が申し上げましたような面積が大きくなるとしにくいというのは、逆の発想であると私は思うわけでございます。面積が小さい山も整備が必要であるのなら、やはりそれらの山を集めた1団地という形成をしながら、いわゆる里の近くの山も

整備していくと。そういったことによりまして、いわゆる道路沿いの山地も整備され、沿道修景につながるのではないかと、そのような考え方で私は言うておるわけでございまして、山が5年間でなくなるわけではございませんし、そうした長期的な計画のもとに整備をする必要から1団地の規模拡大が必要と考えておりますが、そのことにつきましてはどのように考えておるか。

また、新年度に5ヵ年計画に基づきます団地数と間伐施業面積の計画はどれだけになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから官民連携の協議会は、隣の山口市でもそのような動きがありまして、山口市森林づくり会議を立ち上げております。本巢市におきましては、岐阜県下では一番その面につきましては私はおくれておると考えております。そういったものを立ち上げまして、山林所有者などの意識改革や施業効率の改善を図る必要があると私は思います。ただいま林政部長から新年度に立ち上げたいという言葉を賜りました。ぜひとも新年度の早い時期にそういったもの立ち上げていただけますことを期待しておりますので、この点はよろしく願いをいたします。

それから、3番目の再質問でございしますが、間伐材の切り出しは間伐標準単価に反映されておりますとのお答えでございしますが、また市では県補助の標準単価の補てんもされ、今年度も大幅な予算増額もされております。そのことにつきましては大変感謝を申し上げるところであります。できることなら、末口14センチ以下の間伐は、取引価格も低価格で、切り出し手間もかかります。また、先ほど経費と申し上げましたが、経費であるのであれば、今、運賃自体が大体立米2,000円強かかるわけなんですね。そうすると、この補助要綱は、集運材にかかる経費となっておるわけです。だから、運賃が2,000円かかっておりまして、あとその山で切るのは標準単価に反映されておりますが、切って林道沿いまで集材をする部分も入っておるわけ。特に小径木等につきましては、大変手間がかかるわけでございます。森林資源の循環利用の必要があるから、そうした小径木の間伐事業も必要ではあると私は考えておりますので、集運材費のいわゆる距離的なことや、そういった小径木に対する配慮というか、そういうようなことは今後考えていけないものか、お伺いをいたします。

4番目でございしますが、確かに植林・保育などのために作業道開設の補助でございしますが、間伐目的の補助の場合は、林政部長が申しあげました切り捨て間伐76.5、搬出間伐85%の補助が36年生以下でも要件に該当することは理解できます。ただし、経済材としての資源循環利用が必要なのですから、いわゆる植林と保育の時点で68%の補助を出すのであれば、将来その山は間伐が必要となってくるわけでございます。そういったことを考えれば、この68%の植林・保育における補助の部分を85%に上げても、将来は逆の発想をすれば得になるのではないかと、そういう考えも成り立つわけなんです。その点はどのようにお考えですか。お聞きしたいと思います。

それから、6番目の再質問でございしますが、新エネルギー調査の委託の調査結果では、集材に費用がかかるとか、製材屋がないとか、ストーブに高額な費用がかかるとか、こんなことは委託に出さなくてもわかる問題なんですね。この問題が地域審議会から出されたのかと思いますが、今の製材屋がないとかストーブが高価になるとかいうことは、その地域を対象にするのか、もっと広範囲

なものを対象にするのかでは、そのものの考え方は違ってくると思うわけです。そういうものが出されたのであれば、例えば地域審議会からの要望であれば、その報告はされて、そういったものが議論されて廃止に結びついたのか、そこら辺の点をひとつお聞きいたしまして、以上4点ほど再質問いたしましたが、ここらにつきましては、お答えできます範囲で結構でございますので、御答弁を賜りまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

再質問の4点について答弁を。

林政部長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、いろいろございまして、まず第1点目、大きな規模でやれば効率が上がるというようなことであります。先ほどちょっと述べさせていただいたわけですが、いわゆる制限があると先ほどお答えいたしました。これらにつきましても、確かに小規模な団地に取り組むのにどうしたらいいかと。それは私たちも考えております。したがって、いかに小規模な面積に取り組むかについて、検討会を今現在立ち上げております。それで、18年度には仮称であります森林づくり検討委員会か、そういうものを立ち上げて、そこらの中で県とも協議しながら、そういうところの団地化を図るにはどうしたらいいかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、規模がどの程度というようなことを言われておりましたが、先ほど60から120ぐらいを団地化していきたいと、こんなようなことを考えております。

それから3点目につきまして、間伐を搬出した場合、特定間伐といいますが、大きい材と、それからまた35年生以下の小径木等がございます。それぞれ市場の単価は異なります。小径木については確かに低価格であろうかと思ひます。それで、距離的にも本巢市内の近くから福井県境のところまで確かに距離はかかりますが、その価格についても是正できないかというような御質問でございまして、先ほども申しましたように、立米あたり2,000円、18年度につきましては1,400立米の計画を一応してございます。そういったものと、それから間伐につきましては、間伐して山から集積するまでの間につきましては、今議員もおっしゃったように、その単価に含まれております。そこからの運賃でございます。立米2,000円ということで今考えておるわけですが、それについて今上乗せて何とかならんかというような話でございまして、現在のところ申しわけありませんが、またそういうのも検討・研究なりしていきたいと思ひます。

それから、4点目の作業路の開設につきまして、いわゆる植栽・保育とか長伐期の作業について、今現在、先ほど申し上げたように68%、事業の職種によって間伐とその事業と分かれておまして、その補助率が68、あるいは76.5、85というふうに分かれてございます。その例えば管理とか、そういうものをやる作業路を85まで上げて、後の管理をしやすく利用できるというようなことでございます。そういった県の事業が分かれておりますので、保育からいわゆる間伐事業を取り入れた場合の作業路がその率に達するかどうかということは、また県ともちょっと協議させていただきた

と思います。そういうことで、ちょっとわかりにくいかと思いますが、申しわけありません。

それから、最後の御質問で、そういう調査をやりまして、審議会に報告なされたのかというようなことですが、根尾新エネルギー導入調査というようなことで一応報告書がございまして、審議会の方へは報告させていただきました。いずれにしても、森林の整備につきましては、当然総面積の86%を占める森林でございまして、森林整備をしていかなければならないということは十分承知しております。今後、こういう森林づくり、民間の人も交えた検討会等で研究しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

先ほど、わかる範囲で答弁を賜りましてということをお願いしましたので、まだ言いたいことはあるわけですが、ここでひとつ質問をやめたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、4番 臼井悦子君の発言を許します。

○4番（臼井悦子君）

4番 臼井です。発言通告に基づき質問をさせていただきます。質問は、食育・食農について3点ほどお願いいたします。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならないなどの目的で、平成17年7月、国において食育基本法が制定されました。現在施行されております。我が国においては、国内外からさまざまな種類の食材が供給されるとともに、外食化もかなり進んでおります。みずから健全な食生活を実践できるだけの食に関する正確な知識や判断力を備える機会が減少しているように思われます。健全な食生活は健全な心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる大切なものであります。特に子供の時期は食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより正しい食習慣が身につくものと考えます。

また、朝食の欠食状況は、先般新聞紙上で国民健康栄養調査によりますと、小学校の高学年で

1.7%、中学生で4.4%ということです。朝食の欠食は子供たちの学習意欲や体力の低下、肥満の増加に起因しているとされております。子供たちの健やかな成長は国にとっての宝です。朝御飯をきちんと食べて生活のリズムを整えることは、子供の成長に極めて重要なことでもあります。青森県の鶴田町では2004年に「朝ごはん条例」を制定し、御飯を中心とした食生活改善、早寝早起き運動の推進、食育推進の強化を基本方針として取り組まれているということです。このような状況から、

食育は家庭における努力はもちろんのこと、現在、本巢市の教育現場におきましてはどのような食に係る教育がなされておりますか。その点についてひとつお願いいたします。

また、学校給食における地場産物の使用は、子供が食材を通じて地域の産業等に理解を深めることができ、生産者への感謝の気持ちを育てるのに大切なことでもあると思われまます。また、地元で生産されたものを食する地産地消を推進するためにも特に有効な方法であります。現在、学校給食に地場産物はどの程度使用されておりますでしょうか、この点につきましてもお尋ねいたします。

また、生産者においては、食べる人が身近にあることで、食の安全・安心や環境保全に対し自然と意識が高まる。既に平成13年9月に福井県小浜市においては食のまちづくり条例が制定され、全世代を対象に生涯食育を掲げて稲作の有機栽培、減農薬栽培に取り組む農業者がふえてきたということです。本市におきましても、地元農産物の活性化と振興を図るためにも、休耕田などを活用した減農薬野菜の推進と、さらに次世代を担う子供たちが豊かな自然の中で農の体験学習を行ったりするという事は、食と農のかかわりの深さを育成する大切な場だと考えます。これらのことを考えた本市の農業の現状等を産業建設部長さんにお尋ねいたします。

以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、食育・食農についてのうち教育現場での食育教育についてと、2点目、学校給食での地場産物の活用についての答弁を教育長に求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

教育現場における食育教育と学校給食における地場産物の活用状況についてお答えをします。

食育基本法が施行されてから8ヶ月が経過しております。岐阜県におきまして岐阜県食育基本条例が制定され、その第6条で教育分野において積極的に食育の推進を図るよう定められています。特に議員もおっしゃいましたように、義務教育終了までの期間は基本的な生活習慣がはぐくまれる大切な時期でありますことから、生涯にわたる健康の基礎として望ましい食生活が形成されますように、十分な配慮が必要になります。子供たちは家庭科や保健体育の授業で体の発育・発達に必要な調和のよい食事のとり方について学習しています。また、毎日の給食指導では正しい食事のあり方や食習慣について学んでいます。ところが、栄養に偏りのある子供、給食のとり方が不規則な子供、朝食をとらない子供など増加し、さまざまな食習慣の乱れが見られます。将来にわたって健康な生活をしていく力を育成していくことが課題になっております。栄養や食事のとり方について正しい知識に基づいてみずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることができるように指導に努めております。

現在、中核となってこの指導に携わり、職務を遂行しておりますのは学校栄養職員です。今年度は真正中学校に学校栄養職員を2名配置しています。真正地域の中学校におきまして、健康教育の年間計画に基づいて充実した食育指導が進められるように、担任と緊密に連携して、教科での指導や一人ひとりの実態に応じて導いていくことに努めております。

食材や献立につきましては、以前から地元の食材を使ったり、地元ゆかりのある献立を用意したりして、地産地消の取り組みを進めてきました。今年度では食材として米飯のほかに、柿やナシは地元の食材を100%使っています。このほか岐阜県産の食材も多く使われています。地元の食材を使うことは、大量に生産されている各産地の食材を使うよりも経費は多くかかるかと思いますが、地元の生産者が地元の子供たちに食べさせたいという願いから、安全な食材を提供していくことができるという利点やよさがあります。将来の本巣市を担う子供たちには、何よりもまず健康・安全を第一に考えて給食を提供していかなければならないと考えております。給食週間には糸貫の郷土料理の鳥飯、根尾産のアマゴの甘露煮、真正産のイチゴ、あるいは本巣の織部にちなんでイカの中に抹茶を入れたイカの織部あえなど市内全域で献立としています。

このように、給食ではふるさと本巣市を大切にすることをはぐくみ育てようと、学校栄養職員による数々の工夫がふんだんに取り入れられています。また、小・中学校の養護教諭が生活習慣病予防をテーマに研究を進めて指導に当たる中で、総合的な食育指導が行われています。豊かな人間生活を営むための健康と食生活は極めて密接な関係があります。その重要性をかんがみまして、知育、徳育、体育、それに加え議員御指摘の食育の指導に万全を期して、幼児・児童・生徒の健やかな育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（上谷政明君）

3点目、有機農業の推進についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、3点目の有機農業の推進についての御質問にお答えをさせていただきます。

近年、農産物に対する消費者ニーズは安全・安心・健康志向が高まっており、より安全で安心して食べられる健康によい農産物の供給が望まれておるわけでございます。また、農業生産においては環境への負荷に配慮した栽培方法が求められ、今後は生産性と環境の調和を図った農業生産をしていく必要があります。

御質問の有機農業につきましては、化学肥料、化学合成農薬等を一切使用することができない栽培方法であり、農業者に大きな負担をかけることとなりますので、その推進については大変難しいと思います。本巣市といたしましては、今のところは岐阜県が中心となり進めておりますが、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べて、いずれも30%以上削減した栽培方法を普及することを目標としたぎふクリーン農業の推進と、あわせて農薬安全使用についての啓蒙に努めておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

4番 臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

ただいま教育長さん、並びに産業建設部長さんより御答弁をいただきましてありがとうございます。

す。本巢市の食育の教育での取り組みが、今さら申すまでもなく、大変進んでいるものと推察され、感謝する次第でございます。私の記憶によりますと、過去の学校教育の中におきましても、子供たちが地域のお年寄りたちと一緒に地域の食材を利用して食に取り組んでいる様子をいろいろかいま見てまいりました。そのようなことも踏まえまして、今後もさらにそのような子供たちに食の体験と、地元の産物を見直して地域の文化・産業に触れながら、子供たちが食に関心を持ってより健康に育っていくことを願っております。豊かな農地と自然環境に恵まれた中で、今後子供たちの食生活と食にかかわる知識は心身の健康を増進し、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となります。平成18年4月にも、岐阜県の食育基本条例が県会議員の発案により施行されます。今後、国や県におきましても、食育推進基本計画が出されていくと思いますが、本市は特にこの課題に関し、家庭・学校・地域等が連携と理解を持ってさらに取り組みやすい状況にあると思われまますので、今後あらゆる機会と場を利用して積極的に食育、並びに農業にかかわる推進を図られますことを、安心で安全な農産物生産の推進に力を注いでいただきますことも含めまして、心からお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。よって、市政一般に対する一般質問は、これをもって終了いたします。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

本日の日程はすべて終了しました。

なお、3月21日から23日までを休会とし、3月24日午前9時から本会議を再開いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員